

○看護師の特定行為および特定行為実習について○

1. 看護師特定行為について

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める以下の 21 区分 38 行為となっています。特定行為区分ごとに所定の研修を修了し、特定行為を実施する看護師を当院では特定看護師と呼称しております。特定行為はこの特定行為研修を修了した、専門的な技術・知識を習得した看護師（特定看護師）が実施いたします。

特定行為についての詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>)

特定行為区分は、特定行為の区分であり、次の 21 区分です。

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの） 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの） 関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心 嚢 ドレージン管理関連	心 嚢 ドレージンの抜去
胸腔ドレージン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
	胸腔ドレージンの抜去
腹腔ドレージン管理関連	腹腔ドレージンの抜去（腹腔内に留置された 穿 刺 針の抜針を含む。）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥 瘡 又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈 穿 刺法による採血
	橈 骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析 濾 過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後 疼 痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

2. 看護師特定行為の意義

看護師の特定行為研修は、限られた医療資源の中で看護師がチーム医療の一員として高い専門性を発揮し、患者の状態に応じた適切で質の高い安全な医療を提供する目的で制度化されています。

当院で特定看護師が特定行為を実施する意義としては、患者へのタイムリーな対応を行い重症化予防や、より適切な医療を提供し、多職種連携を調整する役割を担うことで、患者満足度の向上や入院期間の短縮を目指し、医療の質向上に繋げることです。

3. 看護師特定行為研修の実施について

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」における研修を院内で行なっております。特定行為研修実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。研修中の看護師は、指導医師とともに研修を行います。

4. 当院で実施している特定行為研修

創傷管理関連

- ・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ・創傷に対する陰圧閉鎖療法

創部ドレーン管理関連

- ・創部ドレーンの抜去

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・脱水症状に対する輸液による補正

特定行為に関するご相談、お問い合わせ先
1階患者相談窓口 受付時間 平日 8時15分～17時00分